

白川村荻町伝統的建造物群保存地区における集落景観の特徴とその保全に関する研究

The Characterization of Landscapes and the Clarification of the Conservation System in Shirakawamura Ogimachi, Preservation District for Groups of Historic Buildings

黒田 乃生* 下村 彰男* 小野 良平* 熊谷 洋一**
Nobu KURODA Akio SHIMOMURA Ryohei ONO Yoichi KUMAGAI

摘要：伝統的建造物群保存地区制度は建造物という単体の保存から集落景観の保全へと文化財の概念をひろげた。本研究では白川村荻町を例に集落景観の特徴を把握し、それを保全する仕組みを明らかにした。その結果、水路や石垣によって細かい領域が形成されており、垂直要素が少ないことが景観の特徴となっていることがわかった。また、地区における維持管理主体は変容していること、規制や基準では景観の特徴を保全するための項目はなく、逆に現状変更において景観の特徴を損なう場合もあることが明らかになった。以上から、集落景観を保全するための仕組みの再構築が必要であることが示唆された。

1. 背景と目的

明治4年の古器旧物保存方布告に始まった日本の文化財行政の歴史で保存の対象は美術品や建造物から、記念物、無形文化財、民俗文化財、さらには近代化遺産を含む登録文化財へと多様化している。昭和50年には文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」）の制度が設けられ、新しい文化財概念への重要な転機になったともいわれている¹⁾。これにより、建造物に代表されるような単体の保存からまちなみなど単体の集合の保存へ、さらに人の住む集落景観の保全へと文化財の概念が広がった。この制度は市町村の保存条例によって指定された地区の中から国が選定するという方法を採用している点も特徴となっている。つまり、市町村が主となって景観を保全する仕組みをつくるのが前提となった制度である。平成12年8月現在で城下町、宿場町など55箇所が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

伝建地区制度が始まって25年経った現在、この制度が集落やまちなみの保存にどの程度有効かを見直す時期に来ているといえる。文化財保護法では伝建地区は「周囲の環境と一体となって歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」とされている。伝建地区制度はこの「周囲の環境」を建造物と共に守るところがこれまでの文化財と異なる点である。この「周囲の環境」の特徴は景観の特徴となって表れる。そこで本研究では、まず地区の景観の構成要素と特徴を把握する。次に現時点でそれらがどのように保全されているのか、その仕組みを明らかにする。ここから伝建地区の目指している建物単体ではない集落景観の保全のあり方を考察する。以上の3点を本研究の目的とする。

景観の保全は2つの方向から考えられる。ひとつは現在ある景観の価値を変化させずに維持すること、ふたつめは景観の変化を誘導することである。さらに、それらを実行するには保全の担い手となる維持管理主体、誘導のための規制・基準という2つの媒体が必要となる。本研究では前者はその変容の過程を、後者は景観の特徴との対応という面からそれぞれ整理し、問題点を抽出する。この問題点から今後の集落景観の保全のあり方を考察する。

2. 対象地区の概要

調査の対象地区として白川村荻町重要伝統的建造物群保存地区を選んだ。(図-1、写真-1) 55箇所ある重要伝統的建造物群

保存地区のうち山村集落は白川村荻町を含め6箇所である。山村集落は宿場町、武家屋敷に比べ建造物以外の景観構成要素が空間的に大きな部分を占める。また、その中でも当地区は最も早い1976年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されていることから、選定後の変化を含めて捉えることができる。以上の理由から

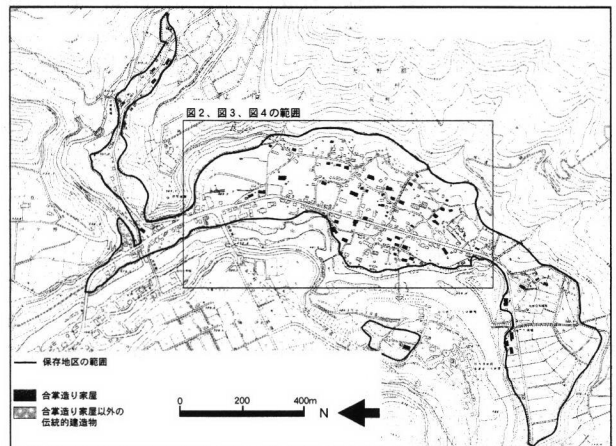


図-1 地区の全体図



写真-1 地区の全景

*東京大学大学院農学生命科学研究科 **東京大学大学院新領域創成科学研究科

対象地区として取りあげた。

白川村荻町伝統的建造物群保存地区は合掌造りとよばれる建物群を特徴としている。雪深く閉ざされ他地域との交流が限られていること、貨幣経済にたよらない「ユイ」などの相互扶助による生活から地区の独特な景観が形成された。ブルーノ・タウトの著作で知られる²⁾合掌造り家屋の特異性、希少性は昭和初期から注目されはじめていたにもかかわらず、昭和22年に88棟あった合掌造り家屋は昭和47年には61棟に減少している。このような状況をうけ、合掌造り家屋を保存することを目的として昭和46年に「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」(以下「守る会」)が地区住民によって結成された。守る会の活動の結果、近隣集落の合掌造り家屋が減少を続ける中、荻町は現在60棟と数は安定している。昭和51年の伝建地区選定後、平成7年に五箇山とあわせて世界文化遺産に登録された。このような流れと共に観光地化が進み、現在年間100万人を超える観光客が訪れている。

地区の景観に関する既往研究としては西山ら(1995)の論文がある³⁾⁴⁾⁵⁾。ここでは、合掌造り家屋の増改築、新しい建造物の増加、農地の減少に代表される土地利用の変化による景観の変容が明らかになっている。本研究では世界遺産登録(1995)以降の観光客の急増による影響もふまえ、この論文では具体的に上げられていない、建造物や農地以外の要素を抽出し、それらを含めた景観の特徴を把握する。

3. 研究の方法

研究の方法としては、景観の特徴をとらえるために、まず景観の構成要素を抽出し、次に各構成要素について現地踏査と資料によって現況と歴史の変遷を把握した。現地踏査は1998年から1999年にかけて行った。まず、場所を2千分の1の白図にプロットし、素材と大きさを記録し、写真撮影を行った。また植物については5月、8月に2回調査を行った。その外の要素に関しても特に雪囲いなど四季で違いの見えるものはそのつど記録をした。さらにそれぞれの要素の歴史の変遷は資料を中心に調査を行いヒアリングによって補完した。

各構成要素と維持管理主体、規制・基準との関係は資料とアンケート調査を行った⁶⁾。アンケートは1999年10月に実施し、維持管理の現状を把握すると共に世界遺産以降の急激な観光地化に伴う影響についても質問した。

4. 地区の景観の特徴

(1) 地区の空間構造と景観構成要素

景観構成要素について伝建地区の見直し調査では建物、道路・水路、屋敷、駐車場、その他諸施設、文化財、山林・河川・田畑の8項目⁷⁾、西山の論文では自然背景、農地、道路・水路、屋敷地、家屋の5項目に区分している⁸⁾。本研究ではより細かく景観を把握するために、まず地区内の外部空間にあるものをすべてとりだした。その結果、表-1に示す19の景観構成要素を抽出することができた。このなかから場所や季節による変動が一定でない生活雑貨、車、人、天候と、平成16年にはすべて地中化することが決定している電線・電柱を対象からはずすこととし、これらを除いた14の要素について調査を実施した。

次に景観の特徴を検討するために地区の空間の構成と景観構成要素の対応関係を整理した。K.リンチは空間を構成する物理的な要素をパス、エッジ、ディストリクト、ノード、ランドマークの5要素に分類している⁹⁾。C.N.シュルツは方向と通路、中心と場所、区域と領域を「実存的空間の要素」としている¹⁰⁾。また樋口は境界(山並み、丘陵、水面)、焦点・中心・目標(孤立峰、丘陵、谷、奥処)、方向(方位、勾配、中心)、領域によって空間の特性を抽出し分類している¹¹⁾。

表-1 地区の景観構成要素

景観構成要素	内容	
建造物	伝統的建造物	合掌造り、非合掌造り、附属建物など118棟
	非伝統的建造物	上記以外の建造物
農地		田、畑、休耕田、転作地を含む
舗装地	道	旧国道、村道、その他の私道を含む
	駐車場	公営駐車場と私有の駐車場
水路・池	水路	
	池	
石垣など		石垣など土留となっている構造物
植栽		農地と山以外で人為的に植栽された高中低木、草本
看板・標識など		標識、看板のほか照明、放水銃、消火栓を含む
庄川		川に関連する施設(橋、護岸)を含む
山	前景の山	地区を囲んでいる山
	遠景の山	前景の山の後ろに見える山
仮設物		仮設ガレージ、シート、雪囲い
電線・電柱		
生活雑貨		洗濯物、自転車、植木鉢、外におかれたバケツなど
車		観光客の車と地域住民の自家用車
人		
空(天候)		雪、雨、曇、霧

□ :本研究でとりあげる景観構成要素

表-2 景観構成要素と空間構造

景観構成要素	面 線 点		
	境	界	ス
建造物	伝建物		○
	非合掌造り伝建物		○
農地		○	
舗装地	道	○	○
	駐車場他	○	
水路・池	水路	○	○
	池		○
石垣		○	
植栽	○	○	○
看板・標識			○
庄川		○	
山	前景の山	○	
	遠景の山		
仮設物			○

これらをふまえて本研究では白川村の空間の構成を面、点、線であらわすこととした。面は領域であり、点は目標や焦点となるもの、線は領域の境界と点(面)と点(面)をむすぶパスの2種類とする。空間を構成する面、線、点と景観構成要素の関係は表-2のように整理することができた。

(2) 地区の景観の特徴

(i) 平面の特徴

地区の全体は前景の山と庄川によって囲まれている(図-1、写真-1)。地区内の骨格は道路によって形作られ、大まかな区域が示されている。道路は明治23年に開通した旧国道とそれ以外の村道に分けられる。これによって地区の景観も大きく2種類に分けることができる。すなわち、「山小屋風」と呼ばれる家屋の並ぶ旧国道沿いの街道景観と合掌造り家屋のある農地景観である。後者では村道に沿って建造物が点在しており、昭和中期以降に建てられたものを一部除いて南北方向の間隔は10m以上ある。これまで報告書等に記載されているように、建造物の間隔が広く、棟が南北方向にそろっていることが特徴である¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁶⁾。今回の調査から考察されるそのほかの特徴として、さらに細かい「面」である屋敷地、農地が主に石垣と水路によって規定されていることがあげられた。つまり、境界を示す線となる要素が石垣と水路で主に構成されているところに特徴が見られた。地区の中心部のこれら石垣、水路に関する調査結果を図-2、図-3、に示した。あわせて、境界を明示する要素として重要な道路および植栽に関する調査結果を図-4に示す。

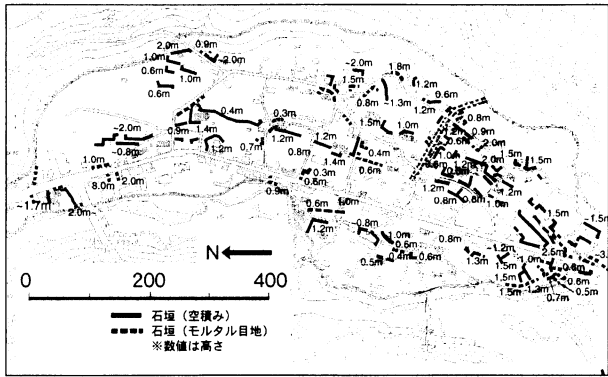


図-2 地区中心部の石垣

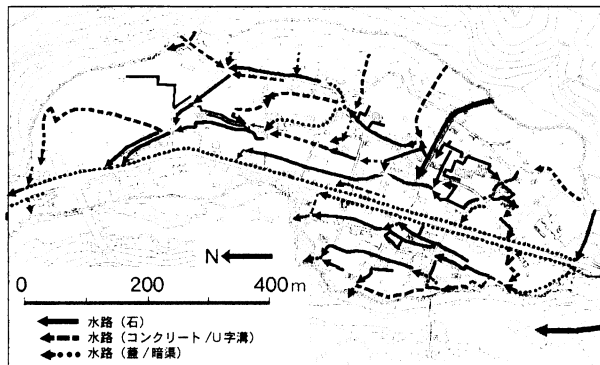


図-3 地区中心部の水路

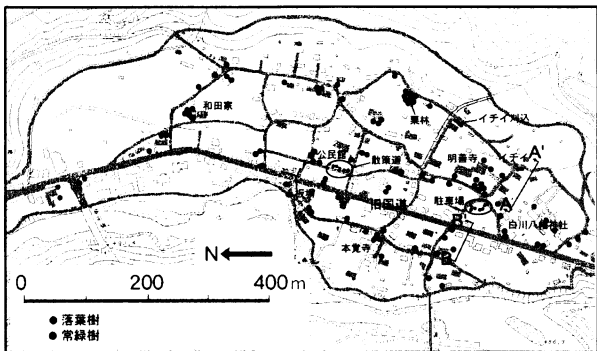


図-4 地区中心部の道路と高木

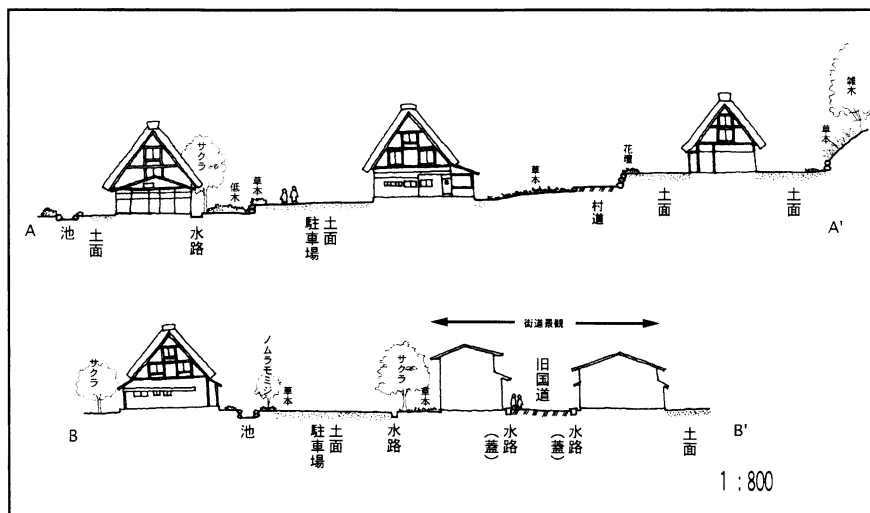


図-5 地区の立面

地区全体が東側から西側の庄川に向かって緩やかに傾斜しているために屋敷地、農地の境界に石垣で土留めが設けられている。それらは基本的に高さ0.5m~1.2mの範囲であるが、前景の山と屋敷地の境界に2mあまりの石垣が多い点が注目される。石垣は空積みが基本となっているが一部でモルタルの目地ものも見られる(図-2)。

水路は昭和33年に上下水道が整備されるまでは生活用として主に使用されていたことから、各戸をめぐっており網目状に発達している。このため地区内の水路は合計12kmに及んでいる。そのうち蓋をしているものが3.7km、コンクリートやU字溝が4.2kmあり、昔からの石の水路は少なくなっている(図-3)。

また道路に関しては旧国道が地区を分断しているがその他の村道は緩やかな曲線をえがいている。高木は基本的には家屋に添うように点在している(図-4)。

(ii) 立面の特徴

立面で捉えられる特徴は建築物以外の垂直要素が少ないことである。先にのべたように、境界は水路や石垣、道路といった高さの無い物ばかりであるために、立面では境界が明確でない(図-5)。さらに植栽でも生垣は寺社と現在集落で一番大きな和田家を除いては5箇所でイチイの刈込が見られるのみである。このイチイの刈込も長さは5m前後と連続していないうえに、高さ60~70cm程度で刈り込まれ視線を遮らない。さらに、高木が少なく、公民館の横、寺社、一部の駐車場のまわりを除くと、建築物に添うように独立樹が植えられている程度である(図-4、図-5、写真-1)。こうした特徴は、高さ7~11mもある合掌造り家屋の大きさや形態をきわだたせる結果となっている。国道沿いでは道路に沿って家屋が立ち裏手に池や畑がある(図-5)。

垂直要素が少ない理由は2つ考えられる。ひとつは雪が多いために家の周りに塀などがあると雪かきができないことである。ふたつはコミュニティの緊密さから塀で外からの視線を遮る必要がなかったことである。しかし、後者に関しては多くの観光客が訪れるようになって、さまざまな問題が生じてきている。表-3はアンケートでの観光客のマナーの悪いところに対する自由回答の結果である。これによると、覗く、勝手に私有地に入るなど、境界があいまいなために起こっていると考えられる問題点が7件ある。さらに、そうした問題が生じた結果、表-4に示すように私有地の境界を明示し外来者の侵入をふせぐための柵、ロープや工事用のコーン、立て札などが地区内に増加しているのが現状である。

表-3 観光客のマナーの悪いところ

ゴミ	41人
車が通っても道をよけない	19人
覗く	12人
タバコのぼい捨て	5人
花泥棒	5人
私有地に勝手に入る	4人
時間に関係なく騒がしい	4人
家に勝手に入る	3人
畑を踏み荒らす	3人
糞尿を家の外にされる	3人
農作業の写真を撮られる	2人
その他	3人

□ 境界の曖昧さによるマイナス

表-4 新しく設けられている境界部を示すもの

工事用安全柵	10
鉄の可動柵	5
工事用コーン	5
チェーン・ロープ	4
立て札	4
他	7
合計	35

(単位:ヶ所)

表-7 農地を耕作しているか

全部耕作している	50 世帯(47.6%)
自作と貸付	22 世帯(21.0%)
自作と荒地	15 世帯(14.3%)
全部貸付	10 世帯(9.5%)
自作と貸付と荒地	1 世帯(1.0%)
その他	7 世帯(6.6%)
合計	105 世帯

表-5 合掌屋根葺の参加者の変化

白川村教育委員会(1989)『「結」と合掌』, pp22より抜粋

	1940	1976
合掌居住者(地区内)	28 (47.5%)	56 (36.6%)
合掌居住者(地区外)	0 (0%)	22 (14.4%)
組内	14 (23.7%)	15 (9.8%)
親戚	11 (18.6%)	27 (17.6%)
組外(非合掌造り居住者)	6 (10.2%)	33 (21.6%)
合計	59	153

(単位:人)

表-8 茅場の利用

毎年収穫	14 世帯(32.6%)
2、3年に1度	5 世帯(11.6%)
利用を止めた	24 世帯(55.8%)
合計	43 世帯(100%)

表-6 結による合掌屋根葺について

昔からの結制度を堅持すべき	79 人(51.0%)
業者委託にする	25 人(16.1%)
合掌家屋所有者だけに労働力提供する	22 人(14.2%)
必要ない	5 人(3.2%)
その他	24 人(15.5%)
合計	155 人(100%)

表-9 利用していない茅場をどうするか

放置する	12 世帯(60.0%)
貸してもよい	4 世帯(20.2%)
植林する	3 世帯(15.0%)
その他	1 世帯(5.0%)
合計	20 世帯(100%)

5. 景観構成要素に係る規制基準の現状と維持管理主体の変容

(1) 維持管理主体の変容

地区における維持管理の主体は所有者、住民の共同作業、行政、業者と分けることができる。このなかで地区の大きな特徴とされている住民の共同作業の変容について述べる。まず、集落生活の維持のための共同作業は「ニンソク」とよばれ、道路、水路などの掃除手入れを行う¹⁷⁾。水路掃除は「ユスイサライ」とよばれ現在も年2回、道路の草刈などと同時に行われている。つぎに個々の家でおこなうことに関する互助労働の形態として「ユイ」と「コウリャク」があげられる。「コウリャク」は多くの人手が必要な場合の手伝いで、一方的な労働提供である。これに対して「ユイ」は提供された労働に等量の労働をもって返すのをたてまえとする労働交換で、以前は田植えや養蚕にも行われていた¹⁸⁾。現在は合掌造り家屋の屋根葺を「ユイ」でしている。昭和43年に合掌組合ができてからは、組合が中心となって屋根葺が行われる場合が多い。合掌組合は、荻町だけでなく白川村全体の合掌造り家屋の所有者で組織されている。表-5からもわかるように合掌組合のできる前後では屋根葺の参加者が変化しており、これは地区外の合掌居住者や片務的な手伝いが増えたためであるとされている¹⁹⁾。地区外の合掌所有者は合掌組合員であると考えられる。さらに、表-6に示すように今回のアンケートの結果では「ユイ」を堅持すべきと答えたのは約半数で、実状の変化と共に住民の意識も変わっていることがわかる。「コウリャク」に関しては農作業の手伝い等のかたちで現在もさまざまな場面で続けられている。

次に景観構成要素から維持管理主体の変容をみる。合掌造り家屋では先述のように「ユイ」の変化が大きいため、さらに軸部修理、増改築などは業者に依頼するようになってきている。そのほか変化の見られる要素は農地、池と前景の山である。農地に関しては所有者による維持管理が基本となっているが、先述のように現在でも天候の状況などにより労働力の貸し借りは行われている。アンケートによると農地所有者のうち全部自分で耕作しているものは半数に留まり、農地を貸しているという回答も1割あった(表-7)。貸付で多く見られるのが年間を通して管理そのものを会社に委託するケースで、米だけでなくソバなどを栽培している。この会社は1991年に休墾地の活用のために設立されたものである。西山の論文では農地の粗放化と転用による景観の変容の実態が明らかになっているが²⁰⁾、このうち粗放化に関してはこの会社が田やソバ畑として管理する事で景観の保全に寄与しているといえる。

また、池に関して変容の年代は明らかでないが、以前は共同で汚い物を洗ったり苗代の粉を浸すために使っており、利用者が協力して泥さらいなどを行っていた²¹⁾。昭和33年の上下水道の普及により、一部で鯉を飼っている以外は利用が融雪に限られたため、共同の管理が必要なくなった。水路に関しても上下水道の整備に伴いその利用形態は変化しているが、前述のように「ユスイサライ」とよばれる年2回の共同作業は現在も行われている。

前景の山では昭和の初期から戦後にかけてに焼畑が衰退し跡地に杉の植林がされた。その後昭和40年代から桑畑も減少し荒地となって現在に到るとされている²²⁾。これ以外の利用として合掌の屋根葺のための茅を収穫する茅場がある。現在、茅場の所有者のうち収穫しているのは半数以下で(表-8)、茅場を利用していない家の6割が今後はそのまま放置すると答えている(表-9)。現在、山の利用は一部残っている茅場、薪の採取、山菜とりに限られている。茅は毎年の手入れが欠かせないこと²³⁾からも、利用の変化に伴って維持管理も減少の傾向にあることがいえる。桑畑と茅は養蚕と屋根葺という点で合掌造り家屋と本来強く結びついていたものである。しかし、養蚕が行われず、屋根葺の茅が地区外から購入されることの多くなった現在ではその結びつきが少なくなり、合掌造り家屋のみが保存される結果となっている。また、前景の山の景観は桑畑、茅場、樹林と多様だったものが現在みられる広葉樹林と針葉樹の植林の2種類に均質化していることが推測される。

旧国道の掃除や手入れは村が主体で行っている。その外の景観構成要素に関しては所有者による維持管理が基本となっており変化していない。

以上、維持管理の主体の変容として、全体的には住民の共同作業の減少と業者委託の増加がみられる。こうした維持管理主体の変容が景観に与える影響は農地では景観の保全、前景の山では景観の均質化となってあらわれていることが考察された。維持管理主体の変容の要因は2点あげられる。1つは貨幣経済の定着と補助金の交付などにより、労働力をお金で買うようになったこと、2点目は下水道などの基盤整備により、維持管理作業そのものが必要なくなったことである。

(2) 規制・基準による保全の現状

(i) 景観構成要素に係る規制・基準

現在、地区には明文化された規制や基準があり、また伝統的建造物をはじめとする指定によっても法律の規制を受けている部分がある。これらを景観の構成要素と対応させて整理したものが表-

表-10 景観構成要素と規制・基準

	法律等(国レベル)				条例		計画・基準			住民憲章・協定		指定	補助等		
	文化財保護法施行令	文化庁次長通達	文化財保護法一部改正する法律等の施行について	河川法	自然公園法	農業振興地域の整備に関する法律	昭和五一年白川村萩町伝統的建造物群保存条例	平成六年白川村萩町自然環境の確保に関する条例	平成六年改訂白川村萩町伝統的建造物群保存計画	平成十一年改訂白川村萩町伝統的建造物群保存地区景観保存基準	平成十一年改訂ガイドライン			景観保存基準における	白川郷萩町集落の自然環境を守る住民憲章
点	伝建物													伝建物16棟	屋根葺・差し草・梅垣
	非伝建物														屋根・道具
	池														
	標識・看板														
	仮設物														シート・雪囲い
点・面	植栽													環境物件8件植	花苗配布
線	道													環境物件550m	
	水路													伝建物3件	
	石積み													一級河川	
	庄川関連													自然環境保全地区格	
	前景の山													農業振興地域	
面	農地														
	駐車場														
他	遠景の山														白山国立公園地

凡例

1	「〇〇」の周りでないなど、例外措置として取り上げられている	a 色
2	「〇〇」するものでも、重なり方向性がのべられている	b 材料
3	「〇〇」してはならないなど行為の規制	c 大きさ
4	具体的な数値や形状などが1項目以上提示されている	d 形・様式
5	具体的な数値や形状などが2項目以上提示されている	e 配置

10である。規制や基準の主体は国、白川村、住民にわけられる。国が主体のものは伝統的建造物群保存地区の選定、一級河川、農業振興地域などの指定の根拠となる法律である。白川村が主体のものは伝統的建造物群保存地区の選定に先立って公布された白川村萩町伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「条例」）、条例の規定に従い教育委員会によって定められた白川村萩町伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」）があり、さらに白川村伝建地区景観保存基準（以下「保存基準」）が昭和60年に作成された。保存計画は世界遺産登録前の平成6年に保存基準は平成11年にそれぞれ改訂されている。これらはすべて伝建地区選定と関連し定められたものである。これらのほかに住民組織である「守る会」が中心となって保存計画にしたがって作られた景観保存基準におけるガイドライン（以下「ガイドライン」）がある。ガイドラインは平成11年、保存基準の改訂と同時にできたものである。このほか伝建地区選定以前の昭和46年、守る会の発足と同時に掲げられた白川郷萩町集落の自然環境を守る住民憲章、さらに昭和55年の看板に関する規定である萩町から看板を失くす運動が住民間の協定となっている。

これらの規制等の内容で景観構成要素に対応しているものを取りだし、どのくらい具体的に保全の方向性が定められているかで5段階に色分けをした。色が濃いほど具体的な内容が示されている。また、具体的な内容について色、材料、大きさ、形・様式、配置に関して述べられている場合はそれぞれa～eで表中に示した。全体として国、白川村、住民と法的な拘束が弱まるにつれ、内容が具体的にになっていることがわかる。さらに、具体的な基準は線や面となる要素に比べ点となる要素に偏っていることがわかる。地区の景観の特徴となっている線を構成している水路については一部が環境物件に指定されており、指定物件については「歴史的風致を損ねる状態にあるものについては科学的調査と根拠に基づいて、修景、復旧、整備する」（保存計画3-(2)環境物件の修景と復旧）とされている。石垣は伝建物の中の工作物という形で指定されており、特に石垣のみに言及した項目はない。指定されていない石垣や水路の保全に関してはどこにもふれられていない。植栽については保存条例で伐採にあたっての許可が必要とさ

れているほか、環境物件に関しては水路と同じである。さらに、保存計画、ガイドラインの駐車場の項では「植栽による修景を施す」とあり、垂直要素を増やす内容となっている。

(ii)守る会による現状変更の誘導

地区では新築、増改築、舗装などの現状変更はすべて、毎月行われる守る会で許可を得てから行っている。守る会では住民憲章とガイドラインを基準にしてすべての申請に対して検討し許可を出すという方法をとっているが、その際に景観を良くするための条件がつけられることが多い。西山は1977年から1991年までの申請を分析している。これによると15年間で民間からの申請が461件あり、そのうち家屋に関するものが409件で、これらに関して景観基準はおおむね守られているとしている²⁴⁾。表-11は1977年から1997年までの石垣、水路、植栽に関する申請と許可条件の内容を5年ごとにまとめたものである。まず「石積みにしたい」という申請は8件で、すべて了承されている。石積みに関しては駐車場や宅地造成の際の土留めを玉石積みするように許可条件をだされているものが21年間で34件あり、その内容は昭和

表-11 景観の特徴に関わる構成要素の現状変更申請

構成要素	石垣		水路			植栽			
	申請	条件	申請	条件	申請	条件			
内容	石積みする	土留めを石積みにする	水路改良工事	U字溝などの設置	水路に蓋	側面を玉石で施工	植栽したい	伐採したい	植栽で隠す
			モルタル目地が目立たないようにもしくは空積み						
1977-1981	2	7	2	0	0	0	2	0	14
1982-1986	2	5	0	3	1	0	1	0	1
1987-1991	1	4	3	3	1	0	1	1	0
1991-1997	3	4	7	3	4	3	5	0	0
合計	8	20	12	9	6	3	7	3	1

(単位:件)

60年以降から「モルタルの目地がない、もしくは目立たないよう」にするという条件が加わっているものが増加している。また水路に関しては水路改良の申請がほとんどで、中にはU字溝や蓋をするための申請もある。水路の改良についても側面を石にするように条件がつけられている一方でU字溝がそのまま許可されている場合もある。植栽の申請は3件、伐採の申請が1件でいずれも許可されている。そのほか、植栽に関しては駐車場や倉庫の新設の申請にあたって「植栽で隠す」ように条件がつけられているのが合計21件ある。高木を植栽しないように条件がだされたのは1件のみである。また許可の内容はいずれも「境界に植栽する」「生垣でかくす」などとなっており、「隠す」ことに意識をおくあまり、垂直要素を増加させる方向に進んでいることがわかる。図-4にみられる駐車場、公民館横の高木はいずれもこの許可条件に従ったものである。

6. まとめ

本研究では白川村荻町を例として合掌造り家屋をとりまく集落景観の構成要素と特徴を把握し、さらにそれらを保全するための仕組みを明らかにした。その結果景観の特徴は、これまで言われていたように棟をそろえた建造物が点在していることに加え、水路や石垣によって細かい領域が形成され、垂直要素が少ないために構成されている領域の境界が明確でないところに見られることがわかった。また、景観保全の仕組みにおいて、維持管理主体は全体として住民の共同作業の減少と業者委託の増加がみられ、こうし

た変容が景観にも影響を与えていることが明らかになった。地区内の規制や基準においては、現状では景観の特徴となっている水路や石垣を保全するための項目はなく、植栽に関しては垂直要素を増やす結果となっていることがわかった。さらに、守る会では、水路や石垣においては特徴を保全する方向に誘導されている一方で植栽に関しては境界部に垂直要素を増やすような誘導がされていることがわかった。

現在は景観の特徴が具体的に把握されているものとそうでないものがあり、集落景観に関して明確な保全の方向性が定まっていない部分があることから、基準や誘導にばらつきが見られる状況である。集落景観を保全するためにはその特徴をふまえて、個々の景観構成要素の保全をはかるという方法も可能であると考えられる。以上のことから今後建造物だけでなく集落景観を保全するための仕組みの再構築が必要であることが示唆された。

謝辞：本研究は白川村教育委員会（平成10年度）、財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団（平成11年度）による白川村荻町伝統的建造物群保存地区の景観に関する調査研究の一部として行われたものである。東京国立文化財研究所国際文化財保存修復協力センター長の斎藤英俊氏をはじめ、東京芸術大学大学院文化財保存学専攻保存修復建造物研究室の皆様には調査にあたって多大な助言と協力をいただいた。また白川村荻町の方々には調査中、暖かい励ましと協力をいただいた。ここに記して厚く謝意を表する。

補注・文献

- | | | |
|--|--|---|
| 1) 西村幸夫 (1997) : 環境保存と景観創造 : 鹿島出版会, 154 | 存財団が住民の意識調査として合同で行ったもので筆者は財団の担当者として調査を行った。1所帯あたり1件の対面方式で行い全187所帯中154所帯から回答を得た。 | 存計画 1-(3), 4 |
| 2) ブルーノ・タウト (1939) : 日本美の再発見 : 岩波新書, 21-22, 57-58 | 7) 白川村教育委員会 (1987) : 白川村の合掌造り集落 (重要伝統的建造物群保存地区白川村荻町保存計画見直し調査報告書), 82-88 | 13) 白川村教育委員会 (1989) : 「結」と合掌, 9 |
| 3) 西山徳明 (1995) : 観光開発地における文化変容と演出設計および景観管理計画に関する研究 : 学位論文, 7.1-45 | 8) 前掲4) | 14) 白川文化フォーラム '92 (1995) : ひだ白川郷 ころの散策, 17 |
| 4) 西山徳明・三村浩史 (1995) : 伝統的建造物群保存地区における景観管理計画に関する研究 : 日本建築学会計画系論文集 No.474, 133-141 | 9) K.リンチ (1968) : 都市のイメージ : 岩波書店 | 15) 斎藤英俊 (1997) : 木の国日本の世界遺産, 13 |
| 5) 西山徳明・三村浩史 (1995) : 伝統的建造物群保存地区選定後の集落景観の変容と維持に関する研究 : 日本建築学会計画系論文集 No.474, 151-160 | 10) ノルベルグ・シュルツ (1973) : 実存・空間・建築 : 鹿島出版会, 39-66 | 16) 前掲書7), 91 |
| 6) アンケートは1999年10月に白川村商工会と(財)世界遺産白川村合掌造り保 | 11) 樋口忠彦 (1975) : 景観の構造:技報堂出版, 150-154 | 17) 白川村史編さん委員会 (1998) : 白川村史下巻, 319-321 |
| | 12) 白川村教育委員会告示第12号 (1996) : 白川村荻町伝統的建造物群保存地区保 | 18) 前掲書7), 164 |
| | | 19) 前掲書13), 22 |
| | | 20) 前掲3), 7・13-17 |
| | | 21) 前掲書14), 19 |
| | | 22) 前掲3), 7・3-5 |
| | | 23) 白川村・白川村教育委員会 (1994) : 白川郷文化フォーラム '92, 58-59 |
| | | 24) 前掲3), 7・18-27 |

Summary : "Preservation districts for groups of historic buildings" has widened its vision to regard the value of cultural property as a landscape of villages and towns rather than simply regard it as individual buildings. This paper defines the character of landscapes in Sirakawa-mura Ogimahci and clarifies the alternation of maintenance system and current situation of the regulation and criteria. Sirakawa-mura Ogimahci is characterized by a division of the land into small areas by rock wall and water pass, and a lack of tall landscape components. The maintenance system has been changing and regulation and criteria are not clear. We saw that some alternation and repair actually impair the character of the landscape. Our observation implies the necessity for the confirmation of conservation system of landscapes.